

第10代復興大臣 田中和徳 自民党・国政報告331号

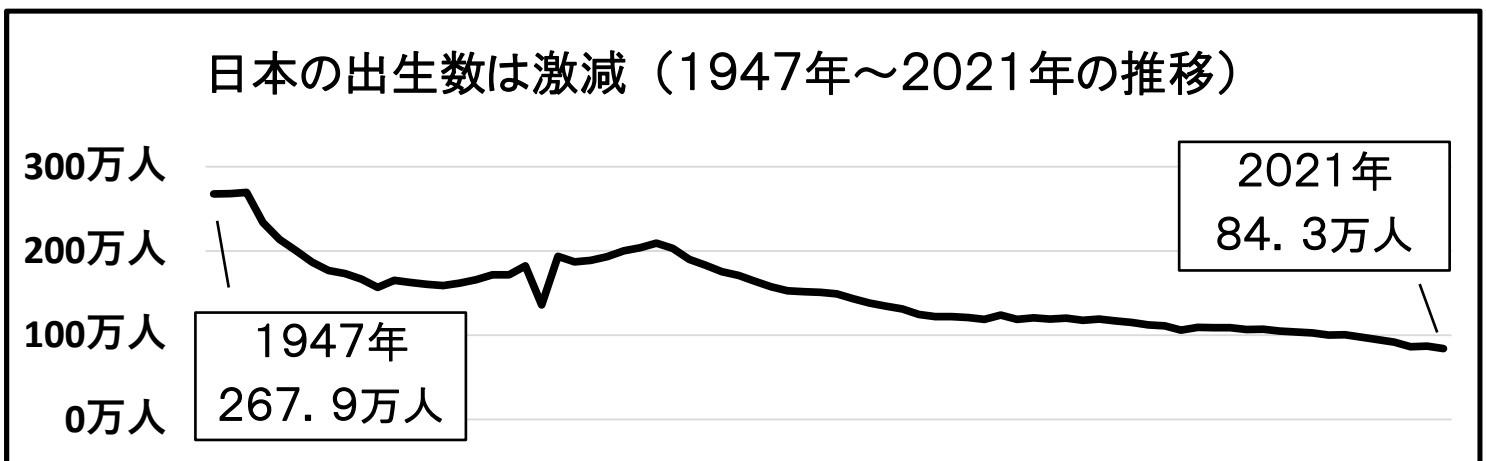
衆議院議員田中和徳事務所
TEL:03-3508-7294
FAX:03-3508-3504
<http://www.tanaka-kazunori.com>
E-mail:k-tanaka@kamome.or.jp



こども家庭庁設置法が国会で成立!! 『こどもまんなか』社会の実現に全力!!

結婚や出産、18歳までの児童や家庭に関する政策は、文科省や厚労省、内閣府などがバラバラに対応し、全体を統括する役所がありませんでした。そこで、こども・家庭政策の司令塔として、こども家庭庁を新設します。全国の地方自治体の担当部局との連携も、さらに強めて対応します。来年4月1日の発足に向けて、私も全力を傾注してまいります。

1. 少子化と児童虐待の増加で、幼児福祉対策の充実が急務



《 児童虐待検挙件数の推移 2012～2021年 》

2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
521件	514件	740件	822件	1081件
2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
1138件	1380件	1972件	2133件	2174件

2. こども家庭庁設置法の概要

こども家庭庁設置法の目的と内容については、以下の通りとなります。
なお、子ども会やボーイ・ガールスカウト、放課後児童クラブなどは文科省、小学生のスポーツ活動についてはスポーツ庁が、従来通り所管します。

- 目的：**
- ① こども家庭庁は、保育園と認定こども園を所管し、幼稚園も含めた保育基準を文科省と共同策定する
 - ② 結婚と出産、育児に希望を持てる支援体制の充実
 - ③ 虐待を防ぎ、子どもを健やかに育てられる環境整備
 - ④ 上記の目標のため、こども家庭庁を内閣に創設する
本庁は2023年4月に設置され、専任の大臣を置く
-

- 内容：**
- ① こども家庭庁は、小学校就学前の幼児行政を統括し、幼児の権利擁護と保育に向けた基本政策を立案・推進する
 - ② こども家庭庁は、子育て支援や妊産婦支援制度をはじめ、少子化対策を統括し、少子化基本政策を立案・推進する
 - ③ こども家庭庁は、他の省庁や公的機関への勧告権を持ち、幼児政策や少子化対策に関する総合調整を行う
 - ④ こども家庭庁は、いじめや虐待対策、相談体制を整備する
 - ⑤ 民間や地方自治体との人材交流や意見交換を推進する
 - ⑥ 設置から5年後である2028年を目途に検証を行い、必要な場合はこども家庭庁の組織体制を改革する